

臨床倫理の基本方針

基本的人権はもとより、“基本、基本方針”“患者の権利、責務”等に基づき、患者様にとって最も望ましい医療を適切かつ十分に提供することを目的として、臨床における倫理に関する方針を定めます。

1. 基本方針

- (1) 患者様の人権を尊重し、患者様にとって最善の利益となる医療を目指します。
- (2) 患者様の立場に立ち、良好な信頼関係を築くよう努めます。
- (3) 医療内容やその他必要な事項について、患者に十分な説明を行います。
- (4) 患者の個人情報などプライバシーを保護し、職務上の守秘義務を遵守します。
- (5) 関連法規や各種ガイドラインを遵守し、安全で確実な医療を行います。
- (6) 臨床研究に関することや臨床の現場で解決困難な倫理的課題については、倫理委員会または定例会で検討し、最善の方針を決定します。

2. 具体的な倫理的課題への対応方針

(1) 意識不明・自己判断不能な患者様に対する対応

意識不明や判断能力のない患者様においては、患者様の意向を汲む親族や法定代理人などに説明し話し合いに基づき、治療方針を決定して同意をいただきます。

適切な代理人がない場合、生命にかかわる緊急事態で家族等の関係者に連絡がつかない場合は、患者様にとって最善の方針をとることを基本として、多職種による医療、ケアチームで検討し治療を行います。

(2) 検査・治療・入院拒否、不履行について

検査・治療・入院等の必要性並びに利益と実施しない場合の負担と不利益について、患者様に十分な説明を行っても医療行為を拒否した場合は、患者様の自己決定を尊重します。ただし、感染症法等の法規に基づき、治療拒否が制限される場合があります。

3. 身体拘束について

やむを得ず身体を拘束し、行動制限の必要がある患者様には「身体拘束ガイドライン」に基づき作成した院内手順に従い、対応します。

4、終末期医療について

終末期の医療・ケアについては、「人生の最終段階における医療の決定のプロセスに関するガイドライン」に基づく院内指針に則り、患者様および家族と相談のうえ、患者様の意志に基づいた医療を行います。また、可能な限り、疼痛やその他の不快な症状を緩和し、精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。

5、心肺蘇生術（DNAR）の指示について

心肺蘇生術（CPR）の有効性について、終末期・老衰・救命不能または意識の回復が見込めない場合、患者様やそのご家族に対して十分な説明を行ったうえで、心肺蘇生術を行わないことに同意された場合は、その意思を尊重します。ただし、いかなる場合も積極的な安楽死や自殺補助は認めません。